

## 11 非課税措置

地方公務員の災害補償は、被災職員又はその遺族が公務災害又は通勤災害により被った損失を補償することを目的とするものであり、所得税法などにおけるいわゆる所得とはその性格を異にしています。そこで、地公災により支給された金品（福祉事業としての諸給付を含みます）に対しては、所得税、都道府県民税及び市町村民税などの租税、その他の公課を課せられないことになっています。